

新潟市民病院財務規程運用要綱

令和6年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市民病院財務規程（以下「規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費執行伺兼支払伝票によることができる報償費)

第2条 規程第22条第2項第3号に規定する報償費及びこれに類する経費で、管理者が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 新潟市財務規則運用要綱別表の謝礼基準に該当するもの
- (2) 交通費及び宿泊費の実費に相当するもの

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。